

鳥取県告示第 780 号

平成 15 年鳥取県告示第 381 号（悪臭防止法による規制地域及び規制基準について）の一部を次のように改正する。

平成 18 年 10 月 24 日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前		
<p>1 略</p> <p>2 規制基準 (1)及び(2) 略 (3) 法第 4 条第 1 項第 3 号の規制基準は、次の表の特定悪臭物質の欄に掲げる特定悪臭物質の種類、排出水の量の欄に掲げる事業場から敷地外に排出される排出水の量及び規制地域の区分欄に掲げる区域ごとに、それぞれ同表に定める値とする。</p> <table border="1" data-bbox="240 1048 780 1090"><tr><td>略</td></tr></table> <p>（「別図」は、省略し、その図面を鳥取県生活環境部水・大気環境課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。）</p>	略	<p>1 略</p> <p>2 規制基準 (1)及び(2) 略 (3) 法第 4 条第 1 項第 3 号の規制基準は、次の表の特定悪臭物質の欄に掲げる特定悪臭物質の種類、排出水の量の欄に掲げる事業場から敷地外に排出される排出水の量及び規制地域の区分欄に掲げる区域ごとに、それぞれ同表に定める値とする。</p> <table border="1" data-bbox="847 1048 1386 1090"><tr><td>略</td></tr></table> <p>（「別図」は、省略し、その図面を鳥取県生活環境部環境政策課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。）</p>	略
略			
略			